

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護事業所運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社ニックスが設置経営する指定地域密着型サービスに該当する(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、ニックスマルチケア安芸府中（以下、「事業所」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援及び介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 要支援者及び要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要支援者及び要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要支援者及び要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要支援者及び要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第 3 条 当事業所において提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを提供する。
- 4 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要支援状態及び要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を

設定し、計画的に行う。

8 事業所は自ら提供する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

9 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

ニックスマルチケア安芸府中

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム三丁目16番2号

第6条 事業所に勤務する従業員の職種。員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(常勤1名 介護職員兼務)

事業を代表し、業務の総括にあたる。

(2) 介護支援専門員(非常勤専従1名)

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービス提供されるよう、事業所利用者の(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員(常勤専従1名 非常勤専従0名 介護職員数に含む)

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者の主治医等の関係医療機関との連携を行う。

(4) 介護職員(常勤専従4名・常勤兼務1名、非常勤専従7名)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

また、深夜時間帯夜勤者1名とオンコール自宅待機者1名を配置する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

① 通いサービス(基本時間) 9時から16時

② 宿泊サービス(基本時間) 16時から9時

③訪問サービス（基本時間） 24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

（利用定員）

第8条 事業所における登録定員は 29名とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は 18名とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は 9名とする。

（事業のサービス内容）

第9条 事業所が提供するサービス内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

- ① 日常生活の援助
- ② 健康チェック
- ③ 機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ 入浴及び排泄支援
- ⑥ 送迎支援
- ⑦ その他、サービスの提供に必要と認められる援助

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3) 宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き

- ⑦ 家族・地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画書の作成及び変更)

第10条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス護計画を作成する。
- 4 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当核(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。なお、交付した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画は、5年間保存する。
- 6 利用者に対し、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第11条 事業所が提供する (介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 宿泊は、1泊につき 2,250 円を徴収する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食 400 円、昼食 600 円、夕食 600 円、おやつ 100 円を徴収する。特別食 (やわらか食) は毎食 650 円を徴収する。
 - (4) オムツ代は、実費とする。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に

対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せてその支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

- 3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、郵便振替または預金口座振替（自動払込）により指定期日までに受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施区域は安芸郡府中町とする。

（サービスの提供記録の記載）

第 13 条 （介護予防）小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 14 条 事業所は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎時の注意事項等、その他当該事業所の利用に関する留意事項を重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

- 2 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 3 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 4 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の心身等に被った損害に対しては、損害を疎んじることができるものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 利用者の個人情報を含む（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

（秘密保持）

第 16 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、その職を退いた後も秘密を漏らすことがないように、従業者との雇用契約内容に利用者又はその家族の個人情報の保持に関する内容を明記するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 17 条 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。また、事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 2 緊急やむを得ず実施する場合は、次の要件を満たすものとする。
- (1) 関係従業者が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
 - (2) 身体的拘束等の必要性（切迫性、非代替性、一時性）を判断する為、具体的な手順を定める。
 - (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について、利用者等又はその家族への説明を行う。
 - (5) 身体的拘束解消後の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

(虐待防止について)

第 18 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

3 従業者は高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(苦情処理)

第 19 条 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に提示する。

- 2 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関する利用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町からの求めがあった場合には、改善内容を市町に報告する。
- 6 提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 20 条 利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理等)

第 21 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に月1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時における対応方法）

- 第22条 従業者は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

（非常災害対策）

- 第23条（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力期間等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

（運営推進会議）

- 第24条（介護予防）小規模多機能型居宅介護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
 - 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、府中町の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの従業者、及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。
 - 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
 - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第 26 条 事業所は、従業者、整備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第 27 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 定期的研修 随時

- 2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 (介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援及び要介護認定等の有無及び要支援及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。

- 7 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに(介護予防) 小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 8 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 9 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 11 月 23 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 26 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。